

令和2年度税制改正に関する意見

2019年9月18日
日本商工会議所

基本的な考え方

(中小企業は最大の雇用創出主体であり、わが国経済の基盤)

中小企業は、地域に密着した小規模企業や、高度な技術力を保有し国際的なサプライチェーンの一端を担う企業、創業100年を超す老舗企業など多種多様な存在である。また、地域内外の取引の中心となって地域経済の中核的な役割を果たすほか、新たな産業を創出する苗床の役割や、規模の経済が働かないニッチな市場も担うなど、日本経済において重要な位置を占めている。

こうした中小企業の活動から生み出される雇用は、日本全体の約7割（約3,220万人）を占めており、特に三大都市圏を除いた地域で見れば、中小企業の雇用は8割以上を占めている。財政面から見ても、中小企業の雇用から発生する所得税は約3.8兆円に達し、給与から発生する所得税収の約4割を占めている。また、中小企業が負担する社会保険料事業主拠出分は約13.7兆円（大企業負担分：約13.4兆円）に上っている。

近年、小規模事業者数の大幅な減少によって、2012年から2016年にかけて約148万人の雇用が減少したものの、中規模企業において、小規模事業者の減少分以上をカバーする約152万人もの雇用が生み出されている。中小企業は、最大の雇用創出主体であり、わが国経済の基盤であると言える。

(構造変化に対応し、付加価値創出に取り組む中小企業を後押しする成長戦略・税制の実現)

第4次産業革命の進展等、大きな産業構造の変革期が到来し、世界経済の不確実性が増す中にあって、わが国経済が持続的に成長するためには、多様性・柔軟性・機動性を有する中小企業が、イノベーションの担い手として、新たなビジネスモデルに挑戦することが求められている。

しかしながら、中小企業は、設備投資等による生産性向上に取り組んではいるものの、依然として収益力（売上高経常利益率）、労働生産性（従業者1人当付加価値額）は伸び悩んでいる。

中小企業経営者の世代交代が進む「大事業承継時代」の到来は、新たなビジネスモデルに挑戦する、意欲ある経営者が活躍する新たな時代の幕開けでもある。国は、この好機を捉え、事業承継、創業・第二創業、設備投資・人材投資等、中小企業の付加価値創出に向けた取り組みを強力に後押しする税制を整備すべきである。

(将来の安心を支える社会保障制度改革の断行)

消費税率10%への引上げは、社会保障制度の持続性確保、少子化対策の充実・強化のために必要である。国は、こうした消費税率引上げの意義について国民の理解を促す広報を強化するとともに、税率引上げによる景気後退懸念を払しょくするため、中小企業の価格転嫁対策や需要変動の平準化対策を着実に実施すべきである。

社会保障制度改革は、まさに焦眉の急務である。「人口急減・超高齢化社会」という構造的課題によって国民や企業は将来に不安を感じ、このことが、消費マインドの低下や投資抑制の一因になっている。社会保障給付の重点化・効率化、待機児童対策を含めた少子化対策の充実・強化等、資源配分を高齢者から若年層へ移行する社会保障制度改革を果斷に実行し、政策の重点を「現在の安心」から「将来の安心」へ大胆にシフトすべきである。

【目次】

基本的な考え方	… 1
I. 中小企業の事業承継を活性化し、新事業展開・生産性向上を促す税制の整備	
1. 事業承継の円滑化に向けた税制措置	… 3
2. 分散した株式集中化の促進、取引相場のない株式の評価方法の見直し	… 6
3. 中小企業の新事業展開や生産性向上を促す税制措置	… 7
II. 消費税率引上げ、軽減税率実施に伴う対応	
1. 消費税の価格転嫁対策の推進、需要平準化対策の着実な実施	… 10
2. 消費税の軽減税率制度導入について	… 11
3. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）は廃止を含め、慎重に検討すべき	… 12
4. 消費税の申告に係る事業者負担の軽減措置	… 14
5. 消費税の仕入税額控除制度における95%ルールの復活	… 14
6. 二重課税の見直し	… 14
III. 内需拡大・地域活性化に資する税制措置	
1. 民間投資や消費を喚起し、内需拡大・地域活性化に資する税制措置	… 14
2. 地方創生の取り組みに資する税制措置	… 16
3. 地方の自主・自立に向けた地方税のあり方	… 20
IV. 中小企業の経営基盤の強化に資する税制措置	
1. 中小・中堅企業の活力強化を促す税制	… 21
2. 中小企業の経営基盤を阻害する税制措置への反対	… 22
3. 人材確保、女性の活躍促進、子育て世代の支援の拡充に向けた制度の見直し	… 24
4. 納税環境の整備・納税協力負担の軽減	… 26
5. 中小企業向け租税特別措置の適用制限の見直し	… 31
6. 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充	… 31
7. 事業再生を支援する税制措置の拡充	… 32
8. 追加的なカーボンプライシングの導入に断固反対	… 33
9. 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置	… 34
V. 経済活動・国民生活に資する税制	34

I. 中小企業の事業承継を活性化し、新事業展開・生産性向上を促す税制の整備

1. 事業承継の円滑化に向けた税制措置

(1) 価値ある事業を次世代へ繋ぐ第三者承継を後押しする税制措置の創設

わが国の中小企業は、9割超が資本と経営が一体である同族経営であり、事業承継の検討に際しては、多くの企業において、企業文化やノウハウをスムーズに承継でき、従業員も安心して働ける等の理由から親族内承継や従業員承継を検討するものの、経営者保証の引継ぎへの不安や、家業にとらわれない職業選択等から後継者を確保できず、廃業に繋がるケースも少なくない。

他方、近年、新事業展開、販路拡大、ノウハウや人材の確保等を目的に、自社と相乗効果の高い事業を譲り受けたいと考えている企業が増加しているが、日本商工会議所の調査では、後継者不在の中小企業においては、「自社はM&Aの対象にならないと思う／対象になるかわからない」との回答が約7割に上っており、そもそも事業を第三者に譲渡するという手段自体が選択肢にない状況にある。

中小企業経営者が引退する際、廃業ではなく、第三者承継という選択肢があるとの認識を広めていく観点から、株式や事業用資産を譲渡する場合の譲渡益課税の軽減措置等、事業を譲り渡す者に対するインセンティブ措置を創設すべきである。

また、事業を譲り受ける側に対しては、資金繰りを支援する観点から、「経営力向上計画」に基づく再編・統合に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置を延長するとともに、有償取得営業権の一括償却措置や投資損失準備金制度による損金算入措置等を創設すべきである。

なお、従業員承継を選択するケースにおいては、株式の買取り資金の手当てや借入に対する経営者保証等が障害となっていることから、株式買取り資金に係る引当金を損金算入可能とする措置や、後継者が会社から受け取った株式買取り資金に対する所得税の軽減措置を講じ、従業員承継を促進する必要がある。

(2) 経営者個人が保有する事業用資産の会社への売却に係る税負担の軽減

事業承継を契機に、経営者個人が会社に貸付けている土地や建物を会社に売却するケースが多いが、「経営者保証に関するガイドライン」で求める「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」に資することから、売却時に発生する登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の負担軽減を図るべきである。

(3) 事業承継税制の活用に向けた改善

平成30年度税制改正において抜本的に拡充された事業承継税制（特例措置）は、中小企業経営者から高く評価されており、特例承継計画申請件数は、4,000件（2019年7月末現在）を超える等、活用が進んでいる。

一方、特例措置の活用も含め、具体的な事業承継方法の検討が行われる中で、中小企業からは、事業承継税制の適用要件の緩和、申告手続きや各種届出の簡素化、特例措置の恒久化を求める声が多く寄せられている。

特例措置の活用状況や中小企業の事業承継の進捗等を踏まえ、制度の改善、特例措置の恒久化等の検討が必要である。

①事業承継税制の利用促進に向けた適用要件の緩和、事務手続き・提出書類の改善

事業承継税制は、多くの中小企業において税制の活用に向けた具体的な検討が進んでいるが、都道府県への認定申請や事業継続の報告書、報告に係る確認書等、申請段階のみならず、納税猶予の適用を受けている間も、数多くの書類を継続的に提出する必要がある等、手続きの煩雑さを指摘する声が多数寄せられている。

事業承継税制の利用促進に向け、以下に掲げる適用要件の緩和、事務手続きや提出書類の改善を図るべきである。

- ・ 書類提出の不備等により、納税猶予を利用できることのないよう、提出書類についての宥恕規定の運用を明確化すること
※特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定
- ・ 相続税の納税猶予における後継者要件として、「相続開始の直前において役員であること（先代経営者が60歳未満で死亡した場合を除く）」が定められているが、先代経営者が予期せず急逝した場合、後継者候補が必ずしも役員に就任しているとは限らないことから、相続時の後継者役員就任要件は撤廃すること
- ・ 平成31年度税制改正において、特例措置・一般措置のいずれも「一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする」との措置がなされた。事業所等の建物を売却して買換える場合等は、売却してから買換えるまでの期間で資産保有型会社に該当する可能性があり、6月以内での完了は難しいことから、特定資産の買換えの圧縮記帳が認められている期間については、上記の様な事情で資産保有型会社に該当した場合であっても、引き続き認定承継会社として扱うことを認めること
- ・ グローバル競争の激化や人口減少による国内需要の縮小等を背景に、中小企業においても海外需要の獲得を目的とした海外直接投資が増加しているが、現行の事業承継税制では、外国会社株式は納税猶予額の算定基礎から除外される。中小企業の積極的な海外展開を阻害する恐れがあることから、納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式を拡大し、外国会社株式を対象とすること
- ・ 資産管理型会社は、従業員数が一時でも5名を切ると取消・確定事由に該当し、特に小規模な企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること
- ・ 経営承継円滑化法における、贈与の日から贈与認定申請基準日までの従業員数8割維持の要件を撤廃すること。同様に相続認定申請基準日における雇用要件も撤廃すること
- ・ 納税猶予の継続届出書の提出期限の到来を事前に知らせる文書を発出すること
- ・ 5年間の事業承継期間における都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書を一本化し、書類の提出先を1箇所にすること

②一般事業承継税制の相続切替時における特例事業承継税制の適用

一般事業承継税制による贈与税の納税猶予の適用者が、相続税の納税猶予へ切り替える場合、猶予割合（贈与税：100%、相続税：80%）の差分は、相続税負担が発生する。

早期かつ計画的な事業承継を促進するという制度の趣旨を踏まえ、一般事業承継税制を利用し、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が、相続税負担が発生することのないよう、相続切り替え時に特例事業承継税制の適用を認めるべきである。

(4) 相続時精算課税制度を利用して、既に自社株式を承継した者に対する特例事業承継税制の適用

現在、相続時精算課税制度の利用者は、先代の相続開始時に特例事業承継税制を適用することができない。事業承継税制創設時においては、経過措置により相続時精算課税制度適用者も適用できるようにされたことから、特例措置においても同様の措置を設け、相続時精算課税制度の利用者における特例事業承継税制の利用を認めるべきである。

(5) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

(6) 経営承継円滑化法における民法特例（遺留分の特例）の適用対象範囲の見直し

特例事業承継税制は、被相続人および相続人ともに適用対象が大幅に拡充され、代表者以外の者も対象とされたが、民法特例（遺留分の特例）については、旧代表者および後継者1人に限定されたままである。

特例事業承継税制の適用対象拡大を踏まえ、民法特例の旧代表者および後継者要件についても見直しを検討すべきである。

(7) 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

(8) 事業承継税制の更なる周知・PR

事業承継税制の普及・促進に向けて、経営者のみならず、中小企業を支援する金融機関、士業等に対する広報活動の一層の強化が必要である。

2. 分散した株式集中化の促進、取引相場のない株式の評価方法の見直し

(1) 分散株式の集中化のための税制措置等

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面価額で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

分散した株式の集中化を図る場合に、特例的評価方式（配当還元方式）での買取りを認めるとともに、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

また、同族株主判定の際に基準となる「6親等内の血族（はとこ）、3親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では同族に馴染まない。

会社経営に関与していない株主であっても、同族株主に該当するがために株式の相続税評価が高額となり、当該株主にかかる相続税の負担が重くなるほか、これら株主から発行会社やその経営陣が高額な相続税評価額による株式の買取りを請求される等のトラブル事例も見受けられるため、早急にその範囲を「配偶者および3親等内の親族」に縮小すべきである。

(2) 現行の取引相場のない株式の評価方法における当面の改善点

純資産価額方式における株式の評価について、以下に掲げる措置を認めるべきである。

- ①都市部を中心とした地価高騰によって、評価会社の業績に関わらず、資産の時価評価が上昇し、株価が想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な事業承継を阻害している。中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から、個人所有の小規模宅地と同様に、会社保有の土地についても評価減を認めるべき
- ②純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき
- ③評価差額から排除されている現物出資等に係る受入れ差額は、帳簿書類の保存期間を考慮し、現物出資等の後、最長10年以内に制限すべき
- ④評価会社が所有する上場株式の評価については、課税時期前3カ月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは不合理であり、課税時期の前後3カ月間（あるいは5カ月間）の株価変動を斟酌すべき
- ⑤土地保有特定会社および株式保有特定会社の株式の評価方法については、地域雇用を支える中小企業の事業承継の促進のため、類似業種比準方式も認める等、評価方法の見直しを検討すべき

(3) 事業継続を前提とした、配当重視の評価方法への抜本的見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社

の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加するなど円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。

非上場株式の財産価値は、主に議決権、配当期待権、残余財産分配権が付与されていると考えられるが、事業継続を前提とする中小企業の経営者にとって、自社株式の価値は、議決権と配当期待権以外になく、会社の清算時に初めて生じる残余財産分配権の価値は極めて低い。また、議決権は、独立して取引の対象となる財産ではないため、財産的価値は無いと考えられている。

このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、事業の継続を前提として、配当還元方式の適用拡大など、議決権を多く保有することで生じる配当を重視した評価方法に見直すべきである。

その際、経営者が配当額を恣意的に決めることのないよう、利益の一定額等を「配当とみなす金額」とする等、評価の適正化の観点も求められる。

3. 中小企業の新事業展開や生産性向上を促す税制措置

(1) 創業・第二創業の促進、地域も含め、新たな産業育成に向けた企業間連携の促進等

日本の開業率は5%台とほぼ横ばいで推移しており、特に地方は都市部に比べて相対的に低い状態に止まっている。

地方における開業率の向上や、スタートアップ企業の発展による地域の雇用の拡大を図るために、地域課題の解決に資する事業を行う企業や、地方での成長志向を持つ企業に対するリスクマネー供給の促進が不可欠である。

従来から、個人投資家によるリスクマネーの供給を促すため、エンジェル税制が措置されているが、適用要件が厳しいことに加えて、認知度不足もあり、活用が伸び悩んでいる。

また、現行制度開始から11年が経過し、投資家層や出資形態、スタートアップ企業層等の変化への対応も重要である。

そこで、エンジェル税制の活用を促進するため、設立期間の延長や外部出資割合の縮小など適用企業の要件緩和、クラウドファンディング事業者を通じた投資の促進、投資額の所得控除の上限額の引上げを図るべきである。

一方で、わが国の個人投資家による非上場スタートアップ企業への投資は件数・金額ともに、欧米諸国に大きく劣っている。また、IPOやM&AによるEXITが期待できる有望なスタートアップ企業は、ベンチャーキャピタルからの出資や金融機関からの融資等が期待できるが、シード段階の企業では、資金調達手段は限られる。

近年、法人における投資有価証券保有額が増加しており、実際、スタートアップ企業では、個人投資家だけでなく、事業会社からの直接出資が増加している。

わが国におけるリスクマネーの供給拡大に加えて、第4次産業革命に伴う急激な事業環境変化に対応するための新たな付加価値の創出・獲得に向けたオープンイノベーションの促進や、企業連携による地域経済へのシナジー効果を促進する観点から、事業会社によるスタートアップ企業への直接投資に対して、エンジェル税制の適用拡大等のインセンティブ措置を講じるべきである。

なお、エンジェル税制を活用するには、資本政策の検討が不可欠であるが、スタートアップ経営者自身は、資本政策に必ずしも精通しているわけではない。エンジェル税制の活用促進に向けて、資本政策を支援できる専門家派遣の強化が必要である。

(2) 創業後5年間の法人税の減免措置

創業後5年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後5年間の法人税免税措置や、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を100%控除できる期間について、現行（創業後7年以内）から延長すべきである。

(3) 産業競争力強化法に基づく創業者の登録免許税の軽減措置の延長

創業時の負担軽減を図るため、産業競争力強化法に基づき認定された「創業支援等事業計画」における特定創業等支援事業を受けた創業者の登録免許税について、適用期限を延長すべきである。

(4) 創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである。

(5) 新事業展開や生産性向上に資する人材投資・後継者教育を促進する税制措置の創設

国が提唱する働き方改革を踏まえ従業員の労働時間を削減しつつ、新事業展開等による収益力の拡大や付加価値の向上を図るために、人材に対する投資を積極的に行なうことが重要であるが、近年、企業の教育訓練費は減少している。

内閣府の「平成30年度 年次経済財政報告」においても、人的資本投資を積極化させることは、労働生産性の水準によらず、生産性に対しプラスに働く可能性が高いと指摘されていることから、新事業展開や生産性向上に資する人材投資・後継者教育を促進する税制優遇措置を創設し、中小企業の積極的な人材投資を後押しすべきである。

また、人材の能力開発には、個人が自発的に自己研鑽に取り組むことも重要であることから、社外研修への参加や通信教育、資格取得等に係る費用について、給与所得者の特定支出控除の適用基準を緩和すべきである。

(6) 地域の消費を喚起する中小企業の交際費課税の特例の延長

取引先が限定されるケースが多い中小企業においては、交際費等は、取引先に対する販売促進や事業活動のため不可欠な支出であり、その範囲は、単に取引先との接待飲食のみならず、慶弔関係も含まれる等広範囲にわたる。

交際費等は、景気回復に伴って年々増加しており、中小企業においても、年800万円までの交際費等の損金算入特例は広く活用されていることから、中小企業の交際費課税の損金算入措置は延長すべきである。

また、企業の交際費支出の増加によって、地域の消費が喚起され、法人税、所得税、消費税等の税収の増加も見込まれる。民間消費の更なる喚起の観点から、接待飲食費に係る 50%損金算入措置を延長するとともに、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費（1人あたり 5 千円以下）について、上限を 1 万円程度まで引上げるべきである。

（7）中小企業の生産性向上に資する、少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の拡充・本則化

少額減価償却資産の特例は、中小企業約 53 万社が活用するなど、利用頻度が高く恒常に利用されており、中小企業の納税事務負担の軽減に大きく寄与している。

一方で、経営環境の変化の速さから、隨時更新が必要なパソコンやソフトウェア、製造業等で減耗の激しい器具等の更新によって、取得合計額の上限（300 万円）を超えるケースも多い。また、本年 10 月に予定されている消費税率引上げ、軽減税率導入を契機に、多くの事業者で生産性向上に向け、レジや受発注システム等の入れ替えが進められている。

中小企業の生産性向上および納税事務負担軽減の観点から、現行の対象資産の限度額（30 万円未満）の引上げ、および取得合計額の上限（300 万円）を 600 万円まで引上げたうえで、本則化すべきである。

（8）中小企業の経営の実態を踏まえた減価償却資産における定率法の適用対象の拡大等

これまでの税制改正において、建物や建物附属設備等の減価償却資産は、償却方法が定率法から定額法へ変更される等、設備投資後の初期の償却限度額を縮小する方向で改正が行われてきた。

中小企業の場合、多くは金融機関からの借り入れによって資金調達を行っており、償却限度額の縮小は、手元キャッシュの減少による資金繰りの悪化に直結し、設備投資の抑制にもつながりかねない。中小企業の資金繰り等経営の実態を踏まえ、建物や建物附属設備等について定率法を適用可能とする等、償却方法の見直しが必要である。

また、耐用年数が企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、減価償却資産の耐用年数の見直しが必要である。

（9）中小企業の成長意欲を喚起する業績連動給与の中小企業への適用拡大

役員給与については、会社法に基づく手続きを経て、職務執行の対価として、企業がその支給額を決定している。一方、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与の 3 類型以外の役員給与は損金算入が認められていない。役員給与は、会社法で求める手続き以上の制限を課すべきはなく、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている業績連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、中小企業にも対応可能な簡素な仕組み（中小企業向けの税務コーポレートガバナンス制度の創設等）で、適用対象を拡大すべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から 3 カ月以内に限られ、3 カ月後以降は「特別な事情」がない限り

は認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引下げて収益を確保することは当然の経営行動であることから、役員給与の引下げは柔軟に認めるべきである。

(10) 研究開発型ベンチャー企業の支援に資するパテント・ボックス税制の創設

中小企業の知的財産権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を創設すべきである。

(11) 中小企業の欠損金の繰戻還付制度の本則化

損益分岐点比率が8割超にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結する中小企業にとって、資金繰りは恒常的な経営課題である。

中小企業の資金繰りの改善を税制面で支援する観点から、中小企業の欠損金の繰戻還付制度は、恒久的な制度として、本則化すべきある。

(12) 賞与引当金、退職給与引当金の損金算入制度の復活

賞与引当金、退職給与引当金については、給与規程や退職金規程等に明確に定められている場合、企業は従業員に対して債務を負っていると考えられており、「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」等、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めるべきである。

(13) 5G基地局等の投資を促進する税制措置の創設

次世代通信規格「5G」は、超高速、超低遅延、多数同時接続という特徴を持ち、IoT・AI等の利用拡大を支える重要な通信インフラであり、5G基地局等を早期に整備することが必要である。

また、通信事業者以外の様々な主体が自ら構築する「ローカル5G」は、地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業等が柔軟に構築・利用できるものであり、その整備を加速することで、より広範な地域での5G利用が可能となる。

については、ローカル5G基地局および全国5G基地局の設置を促進する観点から、基地局整備に係る投資減税措置を創設すべきである。

II. 消費税率引上げ、軽減税率実施に伴う対応

1. 消費税の価格転嫁対策の推進、需要平準化対策の着実な実施

消費税率10%への引上げは、社会保障制度の持続性確保、少子化対策の充実・強化のために必要である。国は、こうした消費税率引上げの意義について国民の理解を促す広報を強化するとともに、税率引上げによる景気後退懸念を払しょくするため、中小企業の価格転嫁対策や需要変動の平準化対策を着実に実施すべきである。

(1) 価格転嫁対策の推進、需要平準化対策の着実な実施による景気後退懸念の払しょく

今回の税率引上げ幅は2%であり、前回（2014年）より引上げ幅が小さい。さらに軽減税率によって食料品等は8%に据え置かれることを踏まえれば、駆け込み需要と反動減の規模は、前回引上げ時より小規模となる可能性がある。

一方で、内閣府の消費動向調査において、消費者態度指数は本年8月まで11カ月連続で低下する等、景気後退が懸念されている。また、依然として厳しい価格競争が続く中で、価格決定力に劣る中小企業は、価格改定について消費者や取引先から理解が得られにくいのが実態である。

「キャッシュレス・消費者還元事業」等、需要平準化対策を着実に実施し、当面の需要を喚起するとともに、引き続き、中小企業の円滑な価格転嫁対策を推進するべきである。また、取引価格の適正化やIoT活用促進等、中小企業の生産性向上を通じた持続的な賃上げの実現、社会保障制度改革の断行による将来不安の解消が必要である。

(2) 外税表示を恒久化し、多様な価格表示方法を認めるべき

商工会議所は、従来から、総額表示は、消費者に対して値上げした印象を強く与え、消費税の転嫁が困難になるケースがあることから、時限的に外税表示の選択を可能とする措置（転嫁対策特別措置法第10条（総額表示義務に関する消費税法の特例））の恒久化を強く求めているところである。

加えて、価格表示については、わが国で初めて導入される軽減税率への対応が必要となる。軽減税率導入によって、価格が「一物二価」となる商品を扱う事業者は、消費者に対する価格のわかりやすさ、売上への影響、同業他社の動向等を勘案しながら、軽減税率に対応した価格表示を検討することになる。

消費税率引上げ後においても、外税表示を認める措置を恒久化し、事業者が自社にあった表示方法を選択できるようにすべきである。

2. 消費税の軽減税率制度導入について

(1) 軽減税率対策補助金の柔軟な運用、軽減税率制度に関する広報・相談窓口の継続

軽減税率制度は、わが国で初めて導入される制度であり、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者からは、対象品目のグレーゾーン、一物二価となる商品の価格表示等を巡り、事業者間取引や消費者との対応において現場が混乱するのではないかとの懸念が寄せられている。

また、2019年5月に実施した日本商工会議所の調査では、軽減税率制度に関する情報収集や制度理解は進んでいるものの、請求書等の区分記載対応、レジ等の複数税率対応については「未着手」の割合が約4割を占めており、小規模な事業者ほど、「未着手」の割合が増加している。

国は、事業者の対応状況を踏まえ、軽減税率対策補助金の柔軟な運用を行うとともに、事業者・消費者に対して制度の理解を促す広報や相談窓口を当分の間継続する等、丁寧に対応すべきである。

(2) 軽減税率制度は将来的にはゼロベースで見直すべき

商工会議所は、予てから、軽減税率制度は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。

軽減税率制度の実施は決定しているものの、事業者からは、依然として反対する声が根強い。軽減税率対象品目の拡大等によってこれ以上制度を複雑化すべきでなく、給付措置による低所得者対策を講じることができるように、マイナンバーの利活用を一層促進するべきである。軽減税率制度は、将来的にはゼロベースで見直すべきである。

3. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）は廃止を含め、慎重に検討すべき

「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」において、消費税の軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると規定されている。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化したうえに、さらに適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、全ての事業者に経理・納税方法の変更による事務負担の増加を強いるとともに、500万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

わが国では既に正確な帳簿に基づく申告（青色申告制度）が普及しており、消費税制度も帳簿を基本とした「帳簿及び請求書等保存方式」が定着し、事業者・徴税当局双方にとって効率的な仕組みが既に実現している。軽減税率導入後の税額計算は、現行方式をベースとした「区分記載請求書等保存方式」で十分に対応可能である。

EUの附加価値税は、インボイスが課税根拠として重視されているが、インボイス偽造等による脱税行為の横行、制度の複雑化による事業者のコンプライアンスコストの増加等、多くの課題に直面している。

インボイスの発行・保存・確認等に係る事務負担の増加は、わが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行する。消費税制度の精緻化を検討する場合は、既にEUで偽造問題等が指摘されているインボイス制度の導入ではなく、電子化のメリット（文書保管コストの低減、検索性の向上等）を最大限生かす観点から、電子帳簿・電子申告の促進で対応すべきである。

わが国へのインボイス制度の導入は、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

(1) 区分記載請求書等保存方式でも、適用税率を巡る相互牽制効果の発揮が可能

既にインボイス制度を導入しているEU諸国では、インボイス偽造による脱税行為が問題となる等、インボイス制度導入が不正を防止する完全な解決策とはいえない。

売上や仕入に係る不正の発見には、売り手の会計帳簿と買い手保管の請求書等の突き合わせが必要である。また、不正行為の防止には、会計帳簿の事後的な改ざん防止措置が必要であり、インボイス自体に追加的な不正抑止効果があるわけではない。

複数の税率の差異を悪用した不正行為を懸念する声もあるが、例えば、不正な売手が売上消費税を減らすため、不正に軽減税率を適用した請求書を交付した場合、買手は不正に軽減税率が適用された請求書では、仕入税額控除額が減少するため、メリットになり得ない。

区分記載請求書等保存方式において、売り手が請求書等に適用税率を明記し、買い手が請求書等を保存することで、適用税率を巡る相互牽制効果は十分に発揮される。

(2) インボイスに、価格交渉時に生じる転嫁拒否行為を抑止する機能は期待できない

インボイスは価格転嫁を促す効果があるとの意見があるが、インボイスは、価格決定後に交付する証憑であり、「不当な利益提供の強要」等、間接的な転嫁拒否行為まで補足できない。インボイスに、価格交渉時に生じる転嫁拒否行為を抑止する機能は期待できない。

(3) 消費税制度の複雑化によって免税事業者の課税転換は一層困難に

本来、事業者免税点制度は「小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置」として導入されたもので、消費税制度の導入以降、免税点の引下げ等の数次の見直しが行われた結果、益税が生まれる余地は大幅に縮減している。

加えて、日本商工会議所の調査では、免税事業者の約4割は、厳しい価格競争の中で、仕入分の消費税が転嫁できず、所謂「損税」が発生している。さらに、インボイス制度が導入される2023年10月時点では、転嫁対策特別措置法は期限切れを迎えている。

インボイス制度導入後の免税事業者からの仕入税額控除については、段階的に一定割合の控除を認める特例が措置されているが、中小企業からは、取引先が免税事業者であるか管理するのは困難との声があがっている。

価格転嫁が困難な状況に加え、消費税制度の複雑化によって、免税事業者の課税転換は極めてハードルが高い。このままでは、インボイス制度導入を契機とした小規模事業者の廃業の増加や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者に留まる小規模事業者の成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかける恐れがある。

(4) 消費税制度の精緻化は、小規模事業者の記帳・申告の電子化普及が前提

インボイスの保存・確認等に係る事務負担の増加は、わが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行するものであり、特に事務体制が脆弱な小規模な事業者ほど負担感が大きい。

一方で、安価で使い勝手のよいクラウド会計サービスの登場で、小規模事業者でも帳簿・申告の電子化に取り組みやすい環境が整備されつつある。

電子化は経理事務の軽減を図るとともに、徴税コストの低減にも寄与する。電子化に取り組む小規模事業者に対して大胆なインセンティブ措置を講じることで、免税事業者の課税転換を後押しする環境を整備すべき。

4. 消費税の申告に係る事業者負担の軽減措置

2014年4月の消費税率引上げ後、国内の消費意欲が低迷する中で、日本商工会議所の調査では、売上高1,000万円以下の事業者は転嫁できた割合が約6割と、小規模企業ほど価格転嫁が困難な実態となっている。価格転嫁が困難な企業においては、利益率の減少によって、消費税の滞納に繋がる恐れがあることから、以下に掲げる支援策を講じることで、消費税の申告に係る事業者の負担を軽減すべきである。

- ①消費税徴収の弾力的な運用（働き方改革を踏まえた事務負担軽減等の観点から消費税の申告期間の延長や延納措置の創設等）
- ②消費税率引上げに伴う業績悪化に対する公的融資制度の拡充（金利優遇、別枠措置）
- ③滞納防止の観点から、中間納付制度の利用促進に向けた税理士・事業者への周知徹底
- ④消費税の少額滞納を防止する観点から課税額の多寡によらず、任意の予定納税制度や納付回数を任意に選択できる制度の創設

5. 消費税の仕入税額控除制度における95%ルールの復活

2012年度より、売上高5億円超の事業者において、いわゆる95%ルールが廃止されたことに伴い、仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁を行うことが困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとって、多大な経理事務負担の増加につながっている。円滑な価格転嫁を実現するため、仕入税額控除における95%ルールを復活すべきである。

6. 二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

- ①印紙税
- ②石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ③嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ④その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

III. 内需拡大・地域活性化に資する税制措置

1. 民間投資や消費を喚起し、内需拡大・地域活性化に資する税制措置

(1) 地域の消費を喚起する中小企業の交際費課税の特例の延長（再掲）

取引先が限定されるケースが多い中小企業においては、交際費等は、取引先に対する販売促進や事業活動のため不可欠な支出であり、その範囲は、単に取引先との接待飲食のみならず、慶弔関係も含まれる等広範囲にわたる。交際費等は、景気回復に伴って年々増加しており、中小企業においても、年800万円までの交際費等の損金算入特例は広く活用されていることから、中小企業の交際費課税の損金算入措置は延長すべきである。

(2) 特定の事業用資産の買換えおよび交換の場合の譲渡所得の課税の特例の延長・拡充

都市・地域の土地・不動産ストックの有効活用によって、企業の設備投資を促すとともに、国内における企業立地・産業立地の転換を円滑化させ、企業の生産性向上を図る観点から、特定の事業用資産の買換えおよび交換の場合の譲渡所得の課税の特例を延長するとともに、買換資産の面積要件の緩和を図る等拡充すべきである。

(3) 内需拡大に資する不動産税制の延長

①新築住宅における固定資産税を2分の1に減免する措置の延長

住宅取得者の初期負担を軽減する制度として長きにわたり定着している制度であり、良好な住宅ストックの形成を図る観点から、新築住宅における固定資産税を2分の1に減免する措置を延長すべきである。

②居住用財産（特定居住用財産）の買換え・譲渡に伴う特例の延長

マイホームの買換えや住み換えを促進する観点から、特定居住用財産を買換えた場合に譲渡益の課税を繰り延べる特例措置、居住用財産（特定居住用財産）の買換え、譲渡の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例措置を延長すべきである。

③住宅の登録免許税の軽減措置の延長

不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、住宅用家屋における所有権の保存登記、移転登記、抵当権の設定登記に係る登録免許税の軽減措置を延長すべきである。

④住宅および住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長

不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、住宅用土地に対する不動産取得税の土地取得から新築までの期間要件の特例措置および、デベロッパー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置を延長すべきである。

⑤工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例の延長

工事請負契約書および不動産譲渡契約書に係る印紙税については、不動産の建設・流通過程の多段階にわたり課税され、最終的には工場建設の施主となる中小企業、戸建て住宅等を購入する個人などのエンドユーザーに転嫁される。このため、建設工事や不動産流通のコストを抑制し消費者負担を軽減することにより、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る必要があることから、印紙税に係る特例措置を延長すべきである。

⑥優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減措置の延長

良好な環境を備えた住宅・宅地の開発事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を図る観点から、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置を延長すべきである。

⑦土地譲渡益重課制度の課税停止の延長

土地の譲渡益への重課は土地と土地以外の資産との間の税負担のバランスを歪め、企業等の保有する土地を市場に供給することに対してのディスインセンティブとして働くことになる。土地取引の活性化・有効利用を促進する観点から、土地譲渡益重課制度の停止措置を延長すべきである。

(4) 不動産流通課税の見直し・多重課税の排除

平成16年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしていることから、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

また、不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化、印紙税の廃止、不動産所得にかかる土地取得のための借入金利子の損益通算制限の廃止など、不動産流通課税を抜本的に見直すことが必要である。

(5) 土地・家屋に係る固定資産税額の算定根拠の見える化

地方自治体による賦課課税である土地や家屋の固定資産税について、納税者からは、税額の計算方法が複雑で、十分な説明が行われていないとの指摘がある。土地・家屋に係る固定資産税額の算定根拠の見える化を図り、納税者の納得性を高めるべきである。

(6) 複雑・過重な自動車関係諸税の簡素化及びより一層の負担軽減の実現

CASE(コネクティッド、自動化、シェアサービス、電動化)と呼ばれる自動車を取り巻く大きな環境潮流のなかで、新たなモビリティ社会も念頭に置きつつ、税体系の簡素化ならびに自動車ユーザーのさらなる負担軽減の実現が必要である。

とりわけ、既に課税根拠を喪失している自動車重量税に上乗せされている「当分の間税率」は早急に廃止すべきである。

なお、自動車税の「初年度月割課税」は簡素化の観点から廃止すべきである。

2. 地方創生の取り組みに資する税制措置

(1) 創業・第二創業の促進、地域も含め、新たな産業育成に向けた企業間連携の促進等（再掲）

日本の開業率は5%台とほぼ横ばいで推移しており、特に地方は都市部に比べて相対的に低い状態に止まっている。

地方における開業率の向上や、スタートアップ企業の発展による地域の雇用の拡大を図るために、地域課題の解決に資する事業を行う企業や、地方での成長志向を持つ企業に対するリスクマネー供給の促進が不可欠である。

従来から、個人投資家によるリスクマネーの供給を促すため、エンジェル税制が措置されているが、適用要件が厳しいことに加えて、認知度不足もあり、活用が伸び悩んでいる。

また、現行制度開始から11年が経過し、投資家層や出資形態、スタートアップ企業

層等の変化への対応も重要である。

そこで、エンジェル税制の活用を促進するため、設立期間の延長や外部出資割合の縮小など適用企業の要件緩和、クラウドファンディング事業者を通じた投資の促進、投資額の所得控除の上限額の引上げを図るべきである。

一方で、わが国の個人投資家による非上場スタートアップ企業への投資は件数・金額ともに、欧米諸国に大きく劣っている。また、IPO や M&A による EXIT が期待できる有望なスタートアップ企業は、ベンチャーキャピタルからの出資や金融機関からの融資等が期待できるが、シード段階の企業では、資金調達手段は限られる。

近年、法人における投資有価証券保有額が増加しており、実際、スタートアップ企業では、個人投資家だけでなく、事業会社からの直接出資が増加している。

わが国におけるリスクマネーの供給拡大に加えて、第4次産業革命に伴う急激な事業環境変化に対応するための新たな付加価値の創出・獲得に向けたオープンイノベーションの促進や、企業連携による地域経済へのシナジー効果を促進する観点から、事業会社によるスタートアップ企業への直接投資に対して、エンジェル税制の適用拡大等のインセンティブ措置を講じるべきである。

なお、エンジェル税制を活用するには、資本政策の検討が不可欠であるが、スタートアップ経営者自身は、資本政策に必ずしも精通しているわけではない。エンジェル税制の活用促進に向けて、資本政策を支援できる専門家派遣の強化が必要である。

(2) 地方拠点強化税制の延長・拡充

地方と東京等の都市が連携した地方創生の一層の促進のため、地方拠点強化税制を延長すべきである。

また、深刻化する人手不足を踏まえ、雇用促進税制において雇用増加要件の緩和を図る等の拡充が必要である。

(3) 民間のまちづくり意欲を引き出す税制措置

①都市のスポンジ化（低未利用土地）対策のための特例措置の延長

地方都市をはじめとした多くの都市において、空き地・空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行しており、生活利便性の低下、治安・景観の悪化、地域の魅力が失われる等の支障が生じている。

低未利用地の集約等による利用促進の観点から、「立地誘導促進施設協定に係る課税標準の特例措置」や「低未利用土地権利設定等促進計画に係る特例措置」を延長すべきである。

②空き地や空き店舗等の「商業放棄地」を利活用した者に対する固定資産税等の税制優遇措置の創設

都市計画法上の商業地域や近隣商業地域または商機能が集積している地区において、一定期間内（10 年間程度）に、空き地や空き店舗等の「商業放棄地」（※）を利活用した所有者に対し、譲渡所得課税、不動産取得税、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。

※商業地区において所有者等が不明である、または所有者がその土地等の利活用を放棄している土地等の総称

③事業推進主体であるまちづくり会社等の活動基盤の強化に資する税制措置

地域でまちづくりの理念を共有・具現化する組織として、空き店舗運営や集客イベントなどの事業実施のみならず、土地・建物の所有者との連絡調整等を行うまちづくり会社等の活動基盤強化が必要である。

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画や立地適正化計画等に基づく事業、空き地・空き店舗の利活用事業を実施するまちづくり会社等に対する不動産取得税や登録免許税等の減免を図るべきである。

④居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出に資する税制措置の創設

居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための制度を創設し、多様な人々の出会い・交流の場を提供するような公共空間の拡大につながる民地の開放および公共施設との一体性を高めるための施設の改修等について、固定資産税等の減免を図るべきである。

⑤PFI 事業における固定資産税等の特例措置の拡充

民間の資金・ノウハウを活用する PFI 事業を推進し、魅力的かつ持続可能なまちづくりを実現するため、BOT 方式（※）で整備される公共施設等に関し、利用料金等を收受して運営される施設等についても、固定資産税等を非課税とすべきである。

※Build Operate and Transfer、民間事業者が施設の建設・運営・維持管理を行い事業終了後に公共へ施設所有権を移転する方式

（4）民間投資を喚起する国家戦略特区等の税制措置の延長

国家戦略特区は、2014 年 5 月に東京圏、関西圏など 6 区域が指定されて以降、現在 10 区域が指定されており、それぞれの地域において、都市の国際化、農業や雇用の規制改革、観光振興による地域活性化などの取り組みが進められている。また、国際総合戦略特区税制は、特区指定地域の都道府県や政令指定都市による事業者認定となっているなど、地域の実情に応じて適用が図れることなどから、多くの事業者が活用し、地域の潜在力強化に大きく寄与している。

「世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備」に向けて、民間投資を喚起する税制措置は継続すべきである。

（5）大規模地震対策等、防災・減災に係る税制措置

地震・水害など大規模災害が相次ぐ中で、BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備える動きが活発化している。平成 31 年度税制改正において創設された事業継続力強化設備投資促進税制は、中小企業の BCP 策定を促進するものと期待される。

地震や津波、洪水等の発生リスクに応じた防災・災害対策をさらに促進するためには、地域全体における取り組みが求められる。このため、自治体における防災計画を踏まえた、企業における防災・減災設備投資減税や固定資産税の減免等も検討すべきである。

(6) 観光立国実現のための財源の活用

創設された国際観光旅客税については、外国人のみならず日本人も徴収対象であることから、インバウンド需要への対応のみならず国内観光の振興にも使われるべきであり、特に観光客を各地域に分散させる施策に重点的に使われることを検討する必要がある。

(7) 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充等

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催を控える中で、地域の特産品等の外国人旅行者への販売機会を拡大し、外国人旅行者の国内での消費額を一層増加させるため、免税店数の更なる増加が必要であるが、近年、事業者は深刻な人手不足に直面している。については、従業員を介さずに、免税販売手続きができる機器を設置した場合には、人員配置不要とする措置を講じるべきである。

また、2020 年 4 月から運用開始予定の免税販売手続きの電子化については、円滑な制度導入に向けて、事業者に対する丁寧な説明および一層の周知が必要である。

(8) 商店街振興組合の基盤強化に資する支援措置の検討

商店街振興組合が実施する、アーケードや街路灯等の設置・管理に係る環境整備事業は、地域住民の利便性向上やまちの安心・安全の確保等に資する公共的な取り組みである。多くの商店街振興組合の構成員は、大多数が小規模事業者・個人事業者であり、その財務基盤は脆弱であることから、環境整備事業のための積立金を損金算入可能とする等、行政からの支援措置の検討が必要である。

(9) 地域活性化に資する寄附金の損金算入限度額の拡充

企業は、自社の事業や雇用のみならず、町内会や地域の様々な行事等への参加を通じて、住民とともに地域コミュニティに貢献している。民間による地域振興の取組を後押しするため、地域活性化に資する寄附金については損金算入限度額を拡充すべきである。

(10) 企業版ふるさと納税の活用促進

地方創生の取り組みの実効性を高めていくためには、民間資金の新たな流れを巻き起こすことが必要であり、その一環として、企業版ふるさと納税のさらなる普及が重要となる。そのため、本年度末となっている同制度の期限を延長するとともに、企業の税負担の軽減割合の拡充や手続きの簡素化など、企業が活用しやすい制度とすべきである。また、国は、地方公共団体が策定する地方創生プロジェクトが、地方公共団体と企業双方のニーズに沿ったプロジェクトとなるよう、両者の一層の連携促進を後押しすべきである。

(11) 商工会議所等に対する寄附等の全額損金算入

大規模な地震や水害等による災害が発生した際、商工会議所は、被災事業者の事業再開に向けた経営指導員の応援派遣、販路回復のための商談会の開催、義援金の募集

等、全国 515 商工会議所のネットワークを生かし、被災地の復旧・復興支援に取り組んでいる。東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組みにおいても、商工会議所が実施する復旧・復興事業に係る寄附金は指定寄附金とされ、地域の実情に即して復旧・復興に極めて効果的に活用された。今後も大規模な災害の発生が予測されている中で、災害が生じた際の早期の地域経済社会の復旧・復興事業など商工会議所等の公益目的事業への寄附金は、指定寄附金制度等の活用により全額損金算入できるようにすべきである。

また、地方創生を担う地域の中核的な組織として、医療や航空機産業など新たな産業育成のための組織運営主体を商工会議所が担うケースが増加している。こうした地方創生に資する組織運営に対する寄附金についても、一定の要件の下で、全額損金算入できるように指定寄附金制度等の要件緩和を図るべきである。

3. 地方の自主・自立に向けた地方税のあり方

(1) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。とりわけ、労働分配率が約 7 割にのぼり、損益分岐点比率が 8 割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人 169 万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ、不公平な取扱いとなっている。平成 30 年度税制改正において、一部のガス事業者については規制料金分野以外で取扱いが見直されたが、引き続き全てのガス・電力事業者について、他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても、中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

(2) 地方の行革努力が反映される交付税制度への見直し

地方交付税は、地方自治体の行革への取組みを後押しする観点から、地方の行革努力を適切に評価し、交付割合に反映する必要がある。2016 年度から導入された「トップランナー方式」の対象業務の拡大等、行財政改革の割合に応じた地方交付税の配分を行う制度を加速すべきである。

地方自治体が交付税算定に関する予見可能性を高めるため、複雑かつ不透明との指摘がある基準財政需要額の算定方法については、簡素で透明性の高い算定方法を検討すべきである。

(3) 法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。

十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

(4) 地方法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保

地方自治体の税収は、景気による税収変動や遍在性の大きい地方法人二税が約 17%を占めている。地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、地方法人二税に過度に依存しない地方税体系の構築が必要である。

IV. 中小企業の経営基盤の強化に資する税制措置

1. 中小・中堅企業の活力強化を促す税制

(1) 電子商取引が進展する中、時代に即していない不公平な税制である印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

(2) 新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制と言える。

また、都市計画税が徴収される中にあって、すでにその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性や固定資産税との二重負担との指摘もある。

新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

なお、事業所税の廃止に伴う財源の検討にあたっては、公平性の観点から、法人住民税の均等割、固定資産税等が候補として考えられる。

(3) 企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止すべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（30 万円）と地方税（固定資産税（20 万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

(4) 省エネ・再エネ投資を後押しする税制措置の延長・拡充

エネルギー・ミックス（2030 年度のエネルギー需給構造の見通し）の実現に向け、引き続き、省エネルギーの取り組みを加速させるとともに、固定価格買取制度（FIT）に頼らない、自立化につながる形での再生可能エネルギーの導入の促進が必要であることから、省エネ再エネ高度化投資促進税制を延長・拡充するとともに、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税課税標準の特例措置を延長すべきである。

2. 中小企業の経営基盤を阻害する税制措置への反対

中小企業は、雇用を通じてわが国の財政や地域経済に大きく貢献している。その特性は、資本と経営が一体である同族経営であり、機動的な意思決定で変化する経済環境への機敏な対応や、長期的な視点に立った経営で地域の雇用を支えている。また、中小企業は、地域に密着した小規模企業や、サプライチェーンの一端を担う企業、創業 100 年を超す老舗企業など多種多様な存在であり、こうした多様で分厚い中小企業層が各地に集積していることが、わが国経済の基盤をなし、大きな強みとなっている。

中小企業税制は、一律に大企業やグローバル標準で比較するのではなく、こうした中小企業の特性に着目し、中小企業の活力を強化する観点から、成長戦略と一体で検討すべきである。

(1) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は、賃上げや地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対（再掲）

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらすのみならず、政府の賃金引上げの政策に逆行し、経済の好循環の実現を阻害する。諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。労働分配率が約 7 割、損益分岐点比率が 8 割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人 169 万社が増税になるなどその影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ、不公平な取扱いとなっている。平成 30 年度税制改正において、一部のガス事業者については規制料金分野以外で取扱いが見直されたが、引き続き全てのガス・電力事業者について、他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても、中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

(2) 中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めず継続して行われる一方で、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されることから、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。

中小企業は、損益分岐点比率が 8 割にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態である。国際的にも、多くの国では中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

約 89 万社の利用企業が増税になるなど、中小企業の経営の安定性を損なうことから、欠損金繰越控除は制限すべきではない。

(3) 中小企業への留保金課税の適用拡大は断固反対

激しい経済社会の変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材の確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。

また、中小企業の同族会社は大企業と異なり、設備投資の際の資金調達は、金融機関からの借入金が中心となっており、資金繰りの悪化等により借入が難しい場合に備え、内部留保を蓄積しておく傾向がある。自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害する留保金課税の拡大は反対であり、むしろ資本金 1 億円超の同族会社に対しても廃止すべきである。

(4) 減価償却制度の定額法への統一は中小企業に多大な影響を及ぼすため反対

IFRS（国際会計基準）の導入や、事業のグローバル化に伴う会計の統一化などを背景に、減価償却方法を定額法に一本化すべきとの意見があるが、中小企業は国際会計基準を採用していないうえ、大多数が定率法を選択している。中小企業は資金調達に制約があり、投資資金の早期回収が経営上不可欠であることから、戦略的に償却方法を選択している。減価償却方法が定額法に統一された場合には、投資に対する資金回収期間が長くなることで、手元のキャッシュが減少し、企業の設備投資意欲を減退させることになる。政府が掲げる「生産性革命」にも逆行するものであり、減価償却方法の定額法への統一には反対である。

また、償却期間が企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、中小企業の設備投資の実態を踏まえ、償却期間の見直しが必要である。

(5) リース会計基準の見直しにより、中小企業の税務へ影響を及ぼすべきではない

2016 年に国際会計基準（IFRS）および米国会計基準におけるリースに関する会計基準が改正され、借り手の会計処理について、すべてのリース取引を原則オンバランス化することとされた。

IFRS 等の改正を受け、わが国の企業会計基準委員会（ASBJ）は、リースに関する会計基準と IFRS 等との整合性を図ることについて検討を開始しているが、中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられており、特に「中小企業の会計に関する基本要領」は IFRS の影響を受けないものとされている。

仮に、リースに関する会計基準の改正に伴い、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処理の変更がないにもかかわらず、税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、ひいては確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。リースに関する会計基準の改正が中小企業の税務に影響が及ぶことがないようにすべきである。

3. 人材確保、女性の活躍促進、子育て世代の支援の拡充に向けた制度の見直し

(1) 中小企業への企業年金制度等の普及・拡大

①企業年金の積立金にかかる特別法人税の撤廃

企業年金積立金に対する特別法人税は、企業年金の持続性・健全性を著しく損ない、とりわけ中小企業に対する企業年金の普及・拡大という目指すべき政策の方向性に反するものであり、また「拠出時、運用時は非課税、給付時に課税」という年金税制の原則に反していることから撤廃すべきである。

②企業型確定拠出年金における拠出限度額の引上げ

高齢化が進展する中、老後の生活保障をより充実させる企業年金の果たす役割はますます重要となっているが、企業型確定拠出年金における現状の拠出限度額（月額5.5万円）では、企業や従業員のニーズに応じた多様な退職給付制度を設計することが困難となっている。このため、同年金における拠出限度額の引上げを行うべきである。

③企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出の自由化

企業型確定拠出年金のマッチング拠出において、従業員は、事業主掛金を超える金額を拠出できないため、拠出枠を十分に活用できず、従業員の自助努力による資産形成の取り組みが阻害されている。このため、マッチング拠出における加入者拠出金の限度額規制を撤廃すべきである。

④企業型確定拠出年金実施企業における「個人型確定拠出年金（iDeCo）」加入促進のための規約変更要件の廃止

企業型確定拠出年金実施企業が「個人型確定拠出年金（iDeCo）」を導入しようとする場合、当該企業型確定拠出年金の規約を変更して、拠出上限額を月額5.5万円から3.5万円に変更する必要があるが、一部の従業員の受け取る年金が減る可能性があるためにその手続きが進まず、多くの従業員がiDeCoに加入できずにいる。

このため、企業型確定拠出年金の加入者であっても、規約を変更して拠出限度額を減額することなく自由にiDeCoに加入できるよう、規約変更要件を廃止すべきである。

⑤「個人型確定拠出年金（iDeCo）」および「中小事業主掛金納付制度（iDeCo プラス）」の拠出限度額の引上げ

「個人型確定拠出年金（iDeCo）」および「中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）」における拠出限度額は月額2.3万円となっており、企業型確定拠出年金の拠出限度額と比較して見劣りしている。

とりわけ iDeCo プラスは、これまで企業年金を導入することが難しかった中小企業にとって、低コストで自社の福利厚生の充実を図ることができる優れた制度であることから、これらの制度における拠出限度額について、少なくとも企業型確定拠出年金の拠出限度額と同額にし、同制度の普及・拡大を通じて従業員の資産形成を後押しすべきである。

(2) 所得拡大促進税制による中小企業の持続的な賃上げへの環境整備

多くの中小企業が人手不足による防衛的な賃上げ、社会保険料の負担増等への対応を迫られている状況等を踏まえ、平成30年度税制改正において所得拡大促進税制が拡充され、企業においては具体的な活用が進んでいるところである。

中小企業が生産性向上による持続的な賃上げを行う環境を整備し、経済の好循環を実現する観点から、制度の一層の周知を図るとともに、中小企業の実態を踏まえ、運用を含め、制度の見直しの検討が必要である。

(3) 人材確保に係る負担を軽減する税制措置の創設

人手不足の深刻化によって、人材獲得競争が激化する中で、中小企業は、ハローワークでの求人の他、民間の有料求人サービスを利用するなど、採用費用が増加している。経営資源が限られる中小企業に対して、新たな人材確保を支援する税制措置を創設し、中小企業の経営基盤強化を後押しすべきである。

(4) 所得控除制度の見直しに関する考え方 ~税額控除制度への移行~

現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収300万円～400万円）には税負担の軽減効果が小さい。

このため、所得控除制度の見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦世帯の税負担の軽減が可能となり、専業主婦が担っている家庭内の貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

(5) 社会保険制度の見直しに関する考え方

被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる130万円の壁（手取額の目減りによる段差）は、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。

さらに、2016年10月から施行された短時間労働者への社会保険の一部適用拡大により130万円より低い106万円の壁が新たに生じ、更なる就労調整を意識する労働者もいる。今後、適用対象となる年収要件を更に引下げたとしても、「壁」が生じる以上、就労意欲の阻害要因を無くすことにならない。

従って、保険料負担の発生により手取収入が急激に減少する不合理を解消し、それをなだらかなものにする制度改正あるいは政策的措置が必要である。

(6) 公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充

消費税率 10%の範囲で一定期間は持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速化するとともに高齢者の応能負担割合を高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、女性や高齢者の活躍により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設等、少子化対策に重点的に配分すべきである。

平成 30 年度税制改正において、公的年金等控除について、年金以外の所得が 1,000 万円超の年金受給者の控除額の引下げ等が行われた。高齢者の応能負担割合を高める観点から、引き続き、公的年金等控除の見直しを検討し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

(7) 事業主拠出金の安い使途拡大や料率引上げは行うべきではない

子育て支援のための費用は、社会全体で子育てを支えるとともに安定的に財源を確保するために、商工会議所はかねてから税による恒久財源で賄うべきと主張してきた。保育の受け皿の追加整備には多額の費用を要するが、受け皿整備によって増える女性等新たな就業者の所得拡大効果、それに伴う税収増が確実に見込まれることから、社会保障給付の重点化・効率化により生まれる財源もあわせ、政府は子育て支援のための施策に予算を重点的に配分すべきである。

多くの中小企業が人手不足による防衛的な賃上げや最低賃金引上げへの対応、社会保険料の負担増等への対応を迫られている中で、企業主導型保育事業の財源である事業主拠出金は赤字企業も含め全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されており、料率の引上げが続いていることから、企業にとって負担感が増している。改正子ども・子育て支援法により、事業主拠出金の法定上限率が 0.25%から 0.45%に、2019 年度の料率は 0.34%に引上げられているところだが、毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に審議するとともに、安いに使途を拡大することなく運用規律を徹底することで、料率はできる限り引上げるべきではない。また、待機児童解消への貢献度など企業主導型保育事業の効果をしっかりと検証していくとともに、今後想定される料率を含め中長期の事業計画を明らかにすることが必要である。

4. 納税環境の整備・納税協力負担の軽減

(1) 連結納税制度の見直しによるグループ経営の推進

政府税制調査会において見直しが検討されている連結納税制度については、企業や課税庁の事務負担の軽減とあわせて、わが国の企業がより効率的にグループ経営を行い、競争力を十分に発揮できる制度とする観点が重要である。

制度の見直しに際しては、連結納税制度を活用する中小企業が不利にならないような制度としつつ、連結グループへの加入時における時価評価課税や繰越欠損金切り捨ての対象を縮小するとともに、研究開発税制や外国税額控除等におけるグループ調整計算を維持する必要がある。また、連結納税導入時における親法人の欠損金は制限すべきではない。

なお、連結納税制度の見直し後は、企業が新制度を円滑に導入するための十分な準備期間を確保すべきである。

(2) 行政の効率化、中小企業の納税協力負担の軽減による社会全体での生産性向上

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。他方、人口減少の進展の中で、小規模な地方自治体においてはフルセットの行政サービスの提供が困難になりつつあり、行政事務の効率化が不可欠となっている。

行政手続簡素化の3原則（デジタルファースト原則、ワンスオンリー原則、書式・様式の統一）を踏まえ、中小企業および行政双方の事務負担を軽減する観点から、以下に掲げる措置を講じるべきである。

①e-Tax（国税）とeLTAX（地方税）の統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の推進

中小企業でも活用できる会計システムが普及し、電子申告についても対応するシステムが増えつつある一方で、行政側においては、既存の紙媒体の手続きをそのまま電子的に置き換えていたり、単にPDF化した申請書類をホームページに掲載するだけに止まっているケースがある。

このため、e-TaxとeLTAXの統合・連携強化を図り、国と地方の申告・納税手続きのワンストップ化を推進すべきである。

②e-TaxおよびeLTAXと民間クラウドソフトウェアとの連携強化

近年、中小企業において、安価で簡単に導入できるクラウド型会計システムの導入が進んでいるが、e-TaxおよびeLTAXにおいては、クラウド型システムからの申告に対応した開発環境が提供されていないため、クラウド型システムを利用している企業は、申告用のソフトウェアを別途導入する必要がある。

中小企業の電子申告を推進するためには、こうした民間のクラウド型会計ソフトウェア等からe-TaxおよびeLTAXへシームレスな申告等が可能となることが重要であることから、e-TaxおよびeLTAXと民間ソフトウェアとの連携をより強化すべきである。

③従業員の給与に係る納税、社会保険、労働保険に係る事務手続きのワンストップ化の着実な実施

日本商工会議所のアンケート調査では、従業員の給与に係る納税事務は、11月～12月の短期間に集中し、特に年末調整については、平時の2倍もの業務時間が発生しているとの結果が出ている。

年末調整のための従業員と企業の間の書類のやり取りは、各種控除に必要な金融機関や保険会社等の証明書も含め紙媒体で行われており、企業の担当者は、「申告書の配付・回収」、「内容確認・訂正依頼」、「給与システムへのデータ入力」等、多くの事務作業に追われている。

国が 2020 年度から予定している、マイナポータルを活用した社会保険や税手続きのワンストップ化を着実に実施し、企業の事務負担の軽減を図るべきである。

④全ての地方自治体における eLTAX での電子納税環境の早期整備

e-Tax においては、申告から納税まで一貫して手続きの電子化が実現している一方で、eLTAX においては、電子納税サービスを提供している地方自治体は現行一部に限られている。

国は、全ての地方自治体において、eLTAX での電子納税が可能となるよう、本年 10 月から共通電子納税システム（共同収納）の導入を予定しているが、電子納税が可能となる税目は、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税、個人住民税に限られている。

固定資産税や自動車税をはじめ法人が申告する全ての地方税目まで早期に対象を拡大すべきである。

⑤地方自治体の税務事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の実現

人口減少の進展に伴い、小規模な地方自治体においては、フルセットの行政サービスの提供が困難になると予想される中、近年、地方自治体では、税務事務の広域化・共同化に取り組む動きが見られるものの、その取り組みは、多くの場合、徴収事務に止まっている。

国は、地域の中小企業の利便性向上を図る観点から、地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置について促進すべきである。

⑥適格請求書等保存方式（インボイス制度）は廃止を含め、慎重に検討すべき（再掲）

「所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）」において、消費税率の軽減税率制度の導入後 3 年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると規定されている。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化したうえに、さらに適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されれば、飲食料品を扱う事業者のみならず、全ての事業者に経理・納税方法の変更による事務負担の増加を強いるとともに、500 万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

わが国では既に正確な帳簿に基づく申告（青色申告制度）が普及しており、消費税制度も帳簿を基本とした「帳簿及び請求書等保存方式」が定着し、事業者・徴税当局双方にとって効率的な仕組みが既に実現している。軽減税率導入後の税額計算は、現行方式をベースとした「区分記載請求書等保存方式」で十分に対応可能である。

EU の附加価値税は、インボイスが課税根拠として重視されているが、インボイス偽造等による脱税行為の横行、制度の複雑化による事業者のコンプライアンスコストの増加等、多くの課題に直面している。

インボイスの発行・保存・確認等に係る事務負担の増加は、わが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行する。消費税制度の精緻化を検討する場合は、既に EU で偽造

問題等が指摘されているインボイス制度の導入ではなく、電子化のメリット（文書保管コストの低減、検索性の向上等）を最大限生かす観点から、電子帳簿・電子申告の促進で対応すべきである。

わが国へのインボイス制度の導入は、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

⑦電子帳簿保存法に基づく帳簿の電子データによる保存の要件の緩和

現在、電子帳簿保存法に基づいて帳簿の電子データによる保存を行う場合は、事業年度の開始3カ月前までに税務署に申請して承認を得る必要があるが、改ざん防止措置を施すシステムを利用する者等に限定して、アメリカ、ドイツと同様に事前申請および事前承認なしで帳簿の電子データによる保存を認めるべきである。

⑧納稅事務負担増につながる寄附金控除の年末調整対象化には反対

寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納稅事務負担増につながり、国が取り組む納稅事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用や e-Tax の利便性向上等において検討すべきである。

⑨国税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 国、地方自治体に提出する法人や事業所の開業届出等をワンストップ化すること。
その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと
- ・ 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること
- ・ 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること
- ・ 税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること
- ・ 準確定申告（納稅者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できること
- ・ 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること
- ・ 年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映したエクセル形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること

⑩地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること
- ・ 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
- ・ 法人事業税の外形標準課税の附加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化すること

(3) 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとすれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。

こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調整や地方自治体ごとに異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式である以上、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となる。現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミーなど個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税など寄附行為が増加する中で、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのIT化の推進・納税環境整備が不可欠である。

(4) 外国人労働者に対する個人住民税の特別徴収義務の強化には反対

外国人労働者の新たな在留資格制度（特定技能）の創設によって、地方自治体からは、外国人労働者の個人住民税の滞納の増加が予想されることから、企業における特別徴収義務の強化（残税額の一括徴収の義務化、みなし納税管理人の設定等）を求める意見が示されている。

特定技能外国人は、一定要件の下で転職可能とされており、企業退職後の帰国を前提とされていない。外国に出国するか、転職するか自由である点で、日本人も外国人も同様であり、外国人労働者に対してのみ退職時の一括徴収を義務化すべきとの意見については、租税の平等原則の観点から慎重な検討が必要である。

また、そもそも企業においては、退職後の社員の追跡が困難であり、仮に外国人雇用を行う企業をみなし納税管理人としても、制度の実効性が担保できるか極めて疑問である。

こうした観点から、外国人労働者に対する特別徴収義務の強化は、中小企業の外国人材活用を阻害する恐れがあることから、反対である。

なお、外国人労働者の個人住民税の滞納に対しては、外国人労働者の就労状況等に関する国・自治体間の情報共有・連携の強化等で対応するべきである。また、外国人労働者を受け入れる企業においても外国人労働者に対して、個人住民税制度について、丁寧な説明を行う等の対応が望まれる。

(5) 不納付加算税の軽減

源泉所得税の納付遅延が起こると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担

を強いるものであり、以下に掲げる対策を講じるべきである。

- ①給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月 10 日）を、「翌月 20 日」とする
- ②不納付加算税（源泉所得税の 10%）を軽減する

(6) 租税教育の充実

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。次代を担う児童・生徒が税制について関心を持てるよう、平易で分かりやすい教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

5. 中小企業向け租税特別措置の適用制限の見直し

平成 29 年度税制改正において、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去 3 年平均）が 15 億円以下であることが追加された。しかしながら、急激な経営環境の変化に伴い計上する不動産売却益や債務免除益等のように、経常的な所得以外の特別損益によって、租税特別措置が適用されなくなる事態が想定される。

このため、中小企業向け租税特別措置の適用要件である課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しが必要である。

6. 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充

(1) 中小企業における海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

平成 21 年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進するため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として 5 % 分が相殺され 95 % が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

(2) 租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明な PE 課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

(3) 外国税額控除の抜本的な見直し

外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の 3 年から米国並みの 10 年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

(4) 海外投資リスクを軽減する税制措置

国際的な資源獲得競争が激化する中、資源・エネルギーの安定供給に向けたわが国企業による探鉱・開発促進の観点から、海外投資等損失準備金の適用期限を延長すべきで

ある。

また、中小企業の海外展開が進む一方で、販売不振や現地の商慣行の違いなどに直面し、海外からの撤退を余儀なくされる企業は少なくない。中小企業の海外投資リスクを軽減する観点から、海外からの撤退費用を税額控除できる制度を創設すべきである。

あわせて、海外子会社への出向社員の人事費を親会社が負担している場合、海外子会社の経営基盤の早期安定化の観点から、設立後少なくとも1年間は、その負担分を海外寄附金の対象から除外し、全額損金算入を認めるべきである。

7. 事業再生を支援する税制措置の拡充

中小企業再生支援協議会が取り組む中小企業の事業再生を後押しする観点から、以下に掲げる税制措置を拡充すべきである。

(1) 協議会関与の下での事業再生における資産の評価損益の計上要件の緩和

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」（以下、基本要領とする）に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって一定の評価基準に従った資産評価が実施されることのみを要件として、資産の評価損益について損金算入または益金算入ができるようすべきである。

(2) 経営者の私財提供に係る特例の要件等の緩和

「基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、2013年4月1日から2022年3月31日までの間、一定の要件の下で譲渡所得を非課税としているが、2009年12月4日から2016年3月31日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」に対象を拡大したうえで、この規定を恒久化すべきである。

(3) 協議会関与の下でのサービサー債権の買取りに係る債務免除益の繰延

「基本要領」に定める手続きに従って債務者企業がサービサー等一定の金融機関から債権を買い取る再生計画が策定される場合には、買取りの際に発生する債務免除益について再生計画期間中は課税を繰り延べ、再生計画期間後5年間など一定期間で均等額以上を益金に算入するなどの措置を講ずべきである。

(4) 青色繰越欠損金の繰越期限の停止、期限切れ青色繰越欠損金の損金算入

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点における青色繰越欠損金について、再生計画期間中は繰越期限にかかわらず損金算入ができるものとすべきである。また、再生計画合意日以前の一定の期間内に繰越期限が経過した青色繰越欠損金について、再生計画期間中は損金算入ができるものとすべきである。

(5) 保証債務を履行するために土地建物などを譲渡した場合の特例の柔軟な運用

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合に、当該再生計画内に経営者等の所有する土地建物などを譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てることが明記されており、かつ、再生計画期間中に譲渡および借入金の弁済が実行された場合には、当該譲渡に係る所得がなかったものとすべきである。

(6) 固定資産税の軽減措置

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点での所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産について、一定期間、固定資産税の負担軽減を図り、早期再生を後押しすべきである。

(7) 経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合の無資力判定の明確化

「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」により、主たる債務と保証債務の一体整理を行っている場合は、保証人は資力を喪失して債務を弁済することが困難である。こうしたケースにおいては、再生計画合意後1年以内に保証債務の整理計画合意を受けることを要件として、所得税法第9条（非課税所得）第1項第10号を適用可能とともに、無資力判定に係る要件を明確化して、予見可能性を高めるべきである。

(8) 事業引継ぎ支援センター等を利用した事業承継・事業再生一体型計画の場合の特例

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合において、再生企業に事業承継が必要であり、かつ、事業引継ぎ支援センター等非営利機関によって選定されたスポンサー企業により事業承継が行われることを含む再生計画のときは、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、繰越期限が経過した青色繰越欠損金について損金算入ができる特例措置を講じるべきである。

(9) 納税の緩和制度の特例

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合において、再生企業が滞納租税を再生計画に基づいて分割納付するときは、再生企業の納税の猶予または換価の猶予の適用については、当初の猶予期間とあわせて2年を超える猶予期間の延長を認めるべきである。また、計画期間中は担保の提供を要さずに納付税額を軽減し、かつ延滞税を減免する特例措置を講じることにより、再生企業の資力の回復を促進し、早期再生を支援すべきである。

8. 追加的なカーボンプライシングの導入に断固反対

わが国では、高額なエネルギー本体価格に加え、揮発油税、石油石炭税（本則税率分）、地球温暖化対策税など国際的に高額な水準にある炭素税を既に負担している。

このような状況下において、わが国で追加的に炭素税などのカーボンプライシングを導入することは、中小・小規模事業者の経営を圧迫し、エネルギー使用量削減に資する設備更新や技術開発を阻害し、また、企業のイノベーション投資を抑制することから、長期戦

略で提示したビジネス主導による非連続なイノベーションの実現に大きな障害となる。さらに、世界トップレベルのエネルギー効率を誇るわが国産業の他国への生産拠点移転（カーボンリーケージ）や国際競争力低下を招く。加えて、国際的なイコールフッティングが確保されていなければ世界全体でのCO₂排出削減につながらないおそれもある。

こうした観点から、炭素税などの追加的なカーボンプライシングの導入には断固反対する。

9. 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置

(1) 中小企業基本法を念頭においた税法の基準の拡大（資本金1億円以下→3億円以下）

現在の税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金1億円以下とされているため、中小企業基本法上の中小企業の中には、支援対象とならない者が存在している。

地域を牽引する中小企業の成長を促進するため、税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭に、資本金3億円以下まで拡大すべきである。

(2) 中小企業向けの租税特別措置の中堅企業への適用拡大

地域経済を牽引する中堅企業（資本金3億円超10億円以下）は、地域経済や中小企業への波及効果が大きく、成長に向けた取り組みへの喚起が重要である。そのため、中堅企業に対して、例えば、研究開発税制における中小企業向けの深掘り部分（控除率12%～17%）をはじめ、成長を後押しする中小企業向けの租税特別措置を適用すべきである。

V. 経済活動・国民生活に資する税制

1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 個人事業主の事業主控除（290万円）ならびに、欠損金繰越控除期間（3年）を拡充するとともに、勤労性所得を認める税制を検討すること。
- (3) 地方移住を推進するため、賃貸住宅への住み替え時にも適用を認める等、居住用財産の買い換え特例を拡充すること。

2. 法人税関係

- (1) 地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業の財務基盤強化の観点から、欠損金の繰戻還付制度の対象を資本金10億円以下の中堅企業にまで拡大するとともに、繰戻期間を2年に拡充すること。

3. 地方税関係

- (1) 基礎的な先端研究や、知的財産の標準化に取り組み、日本の産業競争力強化に寄与している民間非営利研究法人（非営利型一般財団法人の研究機関）における、研究施設（土地・建物）や、研究設備に係る固定資産税等を非課税とすること。

4. その他

- (1) 地方創生に資する事業を行う特定公益増進法人やN P O 法人に対する寄附金の上限額を引き上げること。
- (2) 死亡保険金・死亡退職金等の相続税の非課税限度額を拡充すること。
- (3) 産業文化財等の固定資産税の減免措置や修繕・維持費用等に係る税制上の優遇措置を創設すること。
- (4) ふるさと納税制度は、着実に地方創生の促進に寄与している。国は引き続き、ふるさと納税制度の健全な発展を促進すること。
- (5) 航空機燃料税の軽減措置を継続・拡充すること。
- (6) 「規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）」にもある通り、個人事業主の早期の事業承継を促す観点から、特に酒小売業について、個人事業主の事業承継時の手続に関し、生前贈与を含む事業譲渡の場合にも相続の場合と同様に簡素な申告等で承継を認めるための規定を設ける等、簡素化のための措置を講じるべき。

以 上